

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規則は、一般社団法人日本がん免疫学会(以下「本会」とする。)の定款第 21 条第 1 項に規定する役員の選出に関する事項につき定める。

第 2 章 理事の選出

(理事の資格)

第 2 条 理事の候補者となることができる者は、原則として、理事に選任される日が属する年(以下「選挙年」という。)の 4 月 1 日時点で満 65 歳未満の会員とする。ただし、推薦された時点で会員ではない理事候補者は、承認を受ける社員総会までに入会しなければならない。

(理事候補者の決定)

第 3 条 理事会は、次の方法により選出または推薦された 15 名を理事候補者として選任する。

- ① 選挙によって選出された者 (10 名)
- ② ①で選出された理事候補者の協議により推薦された者 (5 名)。

(選挙管理委員会)

第 4 条 本会は、前条第 1 号に規定する選挙を行うために、選挙管理委員会を設置する。

(選挙管理委員)

第 5 条 選挙管理委員会は、代議員である委員 2 名により構成され、委員は理事長が推薦し、理事会の決議により選任する。

2 委員のうち、1 名を委員長とし、委員の互選にて決定する。

3 委員の任期は役員改選年度の前年度の定時社員総会時より次期役員が就任する前日までとする。

4 現職の役員及び役員立候補者は、委員を務めることはできない。

5 委員が役員候補者となったときは、委員を退任する。

(選挙の公示)

第 6 条 選挙に関する事項は本会ホームページに投票期間の初日の 1 か月前までに公示する。

(選挙権)

第 7 条 選挙の有権者は、選挙が行われる年の 5 月 31 日現在において会費を完納している代議員とする。

2 第 5 条に定める選挙管理委員も選挙権を有する。

(立候補)

第 8 条 選挙に立候補する者は、代議員であることを要する。候補者は、履歴書及び所信表明書を理事長あてに、本会が定める指定期日までに提出する。

(投票方法)

第 9 条 投票は、代議員による 10 名連記の無記名投票とする。

(開票)

第 10 条 開票は、選挙管理委員会が定めた日に選挙管理委員会が行う。

2 投票につき疑義が生じた場合は、選挙管理委員会の責任において判断し対応する。

(当選者の決定)

第 11 条 開票結果において、得票数上位 10 名を当選者としてホームページに公示する。

2 同数得票者が生じた場合は、年少者を上位とする。

(選挙の疑義)

第 12 条 選挙の効力に関して異議のある代議員は、前条の選挙結果の公示日から 14 日以内に文書で選挙管理委員会に対して異議を申し立てることができる。

(就任)

第 13 条 第 3 条の理事候補者は、社員総会の理事選任議案に上程され、承認の議決を経て確定し、被選任者がその就任を承諾したときに理事に就任する。

(理事と代議員資格)

第 14 条 理事は、任期中に代議員資格を喪失しても、その任期中はその職務を行なわなければならない。

第 3 章 理事長等の選定

(理事長の選定)

第 15 条 理事長は、理事の中から自薦又は他薦により候補者を募り、候補者は理事会において、本学会の運営に関する所信を述べ、質問に答える。

2 理事会は、前項の所信表明及び質疑応答終了後に単記の無記名投票により理事長の選定を行う。尚、候補者が 1 名の場合においては信任投票を行う。

3 前項の投票において有効投票数の過半数を得た者を理事長として選定する。この際、白票も有効投票数に算入する。

4 前項の投票により、過半数を得た候補者がいない場合、当該投票における上位得票者 2 名にて決選投票を行い、多数を得た候補者を理事長として選定する。この際、白票は投票数に算入しない。

5 前項の決選投票において、得票数が同数の場合はくじ引きにより選定する。

(副理事長)

第 16 条 理事会は、理事長が推薦した理事の中から副理事長若干名を選定することができる。

2 副理事長は理事長の職務を代行することができる。

第 4 章 その他

(補則)

第 17 条 定款及び役員選出規則に定めるものの他、選挙管理委員会の運営及び理事選挙実施に必要な事項は、選挙管理委員会が定めることができる。

(改廃)

第 18 条 本規則の改廃は、理事会の決議による。